

よくいただくご質問（還付金について）

■ どうして8月分の介護保険料の誤徴収が発生したのですか。

本来8月分から変更になるデータを誤って作成したため、お知らせした金額と異なる金額を徴収することとなってしまいました。
申し訳ありませんでした。

■ 10月以降の引き落とし額では調整できないのですか。

日本年金機構との事務手続き上、10月以降の引き落とし額で調整することができません。8月分のみが誤りとなっているため、その差額を還付させていただきます。
なお、10月以降の引き落とし額はご案内した通知書通りの金額になります。

■ 年間介護保険料は変わりますか。

6月に送付した決定通知書でお示した年間介護保険料の額に変更はありませんので、ご安心ください。

■ 手続きはいつまでにしないといけませんか。

特に期限はありませんが、少しでも早くお返しさせていただくため、お早めに「過誤納金口座振込依頼書」の提出にご協力をお願いいたします。

■ 返送後、どのくらいで振り込みがされますか。

「過誤納金口座振込依頼書」到着後、概ね一週間でお届けいただいた口座へ振込みをいたします。
振込通知はありませんので、ご提出の7日から10日後に口座をご確認いただきますようお願いいたします。

■ 被保険者番号とは何ですか。

今回送付しました「令和7年度介護保険料8月分特別徴収額（年金からの徴収額）の誤りについて（お詫び）」に記載の宛名右横にある数字をご記入ください。
分かりにくい場合は、空欄でご提出ください。